

秦野斎場使用料の減免の取り扱いについて

1 趣旨

秦野斎場の使用料については、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例施行規則第4条に基づき、減免または免除しています。この度、同規則第4条第3項第3号の組合長が特に必要と認める場合として、秦野市又は伊勢原市の生活保護を受給している死亡者の火葬を減免対象とすることとしました。

2 秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例施行規則

(使用料の減免の手続等)

第4条 条例第7条の規定により使用料の減額を受けようとする者は、秦野斎場使用料減免申請書(第3号様式)を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、秦野斎場使用料減免承認(不承認)通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条の規定に該当するときは、免除する。
- (2) 死亡時の住所が秦野市若しくは伊勢原市である死亡者又は母の住所が秦野市若しくは伊勢原市である死胎児(妊娠4か月未満の死胎児を除く。)について斎場を使用するときであって、使用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条の適用を受ける者であるときは、減免又は免除することができる。
- (3) 前2号に定めるもののほか、組合長が特に必要と認めるときは、減免又は免除することができる。

3 新たな減免対象

●組合長が特に必要と認めるとき

→(2)の対象となる構成市に住所がある死亡者(死胎児)に加え、秦野市又は伊勢原市の生活保護を受給している死亡者を組合長が特に必要と認める対象者とする。

※(3)の減免申請には、死亡者の秦野市又は伊勢原市生活保護受給証明書(葬祭扶助)が必要となります。